

**貨物概要**

もち米粉を蒸して得られた皮で小豆餡を包んで成形した大福餅

(成分割合)

もち(皮) 50%

小豆餡 50% (小豆 17.5%、砂糖 17.5%、水分 15%)

**分類**

関税率表第 1901.90 号 - 1 - (統計番号 1901.90-587 又は-588) のもち、だんご  
その他これらに類する米産品

**分類理由**

関税率表解説第 19.01 項( )には、同項に含むものとして「穀粉、...をもととし、これらの材料によって、重要な特性が与えられている(これらの材料が重量又は容量において最多構成成分であるかないかを問わない。)各種の調製食料品」と規定されており、もち皮と小豆餡から作られた大福餅はもち皮によって重要な特性が与えられている調製食料品と認められます。

したがって、第 19.01 項のもちとして、その成分割合から上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります(関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。  
(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)